

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年9月10日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉格納容器不活性ガス系液体窒素蒸化器用加熱蒸気圧力指示計の取付け部より蒸気のリークが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
2	2号機	主タービン第3軸受リフトポンプの出口圧力指示計内の目盛り板下部に油たまりが認められたため、当該計器を点検・修理	GⅢ	
3	2号機	主タービン第10軸受リフトポンプの出口圧力指示計内の目盛り板下部に油たまりが認められたため、当該計器を点検・修理	GⅢ	
4	2号機	原子炉建屋1階（西側通路）に敷設されている真空掃除設備用配管接続部の蓋の脱落が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
5	2号機	制御棒駆動水圧系の定動動作確認試験における制御棒（26-31）の挿入操作において、挿入時間が通常の1秒間に対し、約3秒間と遅いことが認められたため、原因調査及び対応検討	GⅢ	
6	3号機	第24保全サイクル用保全計画書の添付資料及び参考資料の内容確認において、「グラウンド蒸気復水器の非破壊検査（肉厚測定）」に関する「保全方式または頻度」の記載に誤記が認められたため、当該保全計画書を改訂及び対応検討	GⅡ	
7	4号機	廃棄物処理系使用済樹脂貯蔵タンク底板漏えい検出用レベルスイッチの点検において、接断差に精度外れが認められたため、当該計器を交換	GⅢ	
8	4号機	中央制御室の工学的安全施設系制御盤付きの電圧指示計（5台）の前面カバーにひび割れが認められたため、当該計器を点検・修理	GⅢ	
9	5号機	所内ボイラ室換気空調系冷却装置の冷却水圧力調整弁逃し弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
10	6号機	原子炉格納容器ドライウェル内照明器具（1灯）のソケットに接触不良が認められたため、当該照明器具を修理	GⅢ	
11	6号機	原子炉建屋換気空調系給気ファン（A）用入口ダンパの点検において、動作不良が認められたため、当該ダンパ駆動部を点検・修理	GⅢ	
12	6号機	原子炉建屋換気空調系給気隔離弁及び排気隔離弁の点検において、排気隔離弁（A・B）の各アキュムレータータンク出口弁グランド部、及び同タンク（B）入口逆止弁接続部及び空気配管フランジ部等（計7箇所）より微量のエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
13	6号機	第1給水加熱器（A）ドレンレベル指示計の耐圧試験において、同指示計の上部元弁及び下部元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
14	6号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A・B）の浸透探傷検査において、軸受用部品に線状指示模様が認められたため、当該部品を交換	GⅢ	